

任継

翌月1日喪失のための 資格喪失申出書について

平素は当組合の事業運営につきまして、格別のご配慮をいただき、誠にありがとうございます。この度、同封いたしました「健康保険任意継続被保険者 資格喪失申出書」の取扱いについては、以下のとおり、ご留意事項がございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

提出の利用例

① 国民健康保険への切替 ② ご家族の加入している健康保険への扶養加入 など

※ 次の就職先が決まった場合や被保険者の逝去の場合等は別の用紙になりますので、こちらの申出書は使用できません。

資格喪失日

組合で申出書を受理した日の属する月の翌月1日

提出期限

資格喪失を希望する月の前月1日～前月中必着

資格喪失証明書の発送日

組合で受理した後、1～2週間以内

任意継続健康保険資格確認書の返送 (資格確認書をお持ちの方のみ)

証明書の発送時に返信用封筒を同封いたします。

翌月1日以降は資格喪失しておりますので、資格確認書の使用はできません。

任意継続保険料の還付

申出書の提出により、未経過分の保険料の還付が発生する場合は、喪失手続後、喪失証明書と同封して、ご案内をお送りします。

【送付先】 〒160-0012
東京都新宿区南元町4番地
東京都医業健康保険組合
業務第一部 適用課
電話番号:03(3353)4311